

第 55 期熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金
令和 7 年度第 3 回

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
専門部会議事要旨

1 日 時 令和 7 年 10 月 30 日（木） 10 時 00 分～12 時 20 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 小材委員、西川委員、峯委員

（使用者代表委員） 原山委員、山下委員、前田委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、
堀田専門監督官

4 議 題

（1）金額提示（金額審議を含む）

（2）その他

5 議事要旨

（1）金額提示（金額審議を含む）

① 部会長より前回の振返りが行われた。

② 労働者代表委員、使用者代表委員それぞれより 4 回目の金額提示が行われた。

※ 乖離額 13 円

③ 公益代表委員による労使双方との個別確認が行われた。

④ 労働者代表委員、使用者代表委員それぞれより 5 回目の金額提示が行われた。

※ 乖離額 10 円

⑤ 公益代表委員による労使双方との個別確認及び、公益代表委員の個別協議が行われた。

⑥ 労働者代表委員、使用者代表委員それぞれより 6 回目の金額提示が行われ、
引上げ額 67 円、電気機械特定最低賃金額 1,063 円として全会一致で結審した。

⑦ 発効日については、熊本県最低賃金の発効日である、令和 8 年 1 月 1 日とする
ことで全会一致した。

（2）その他

事務局より、本日の午後に開催する本審で答申すること、また、発効されるまでの今後の手続きについて説明を行った。